

幹線道路網（高速道路網・直轄国道）整備

1 現 状

(1) 県の取組方針

県内の幹線道路網の整備は道半ばにあり、北・中部地域では東名阪自動車道などで慢性的な交通渋滞が発生し、南部地域では集中豪雨等により国道42号などの道路が寸断され地域が孤立するなど、県民生活に大きな支障を来たしています。平成25年度供用開始予定の紀勢自動車道などを中心に、国や中日本高速道株式会社などと協力し、県内の幹線道路網の早期供用に向け整備を推進しています。

主な事業路線

- ・新名神高速道路
- ・紀勢自動車道
- ・熊野尾鷲道路
- ・新宮紀宝道路
- ・東海環状自動車道
- ・国道 1号 北勢バイパス、関バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）
- ・国道 23号 中勢バイパス
- ・国道 25号 名阪国道
- ・国道 42号 松阪多気バイパス、紀宝バイパス
- ・国道 258号 大桑道路
- ・国道 260号 錦峰

(2) 平成25年度の取組

平成25年度供用開始予定の紀勢自動車道（紀伊長島～海山）、熊野尾鷲道路（三木里～熊野大泊）、紀宝バイパス等の整備促進を図ります。また、「新たな命の道」として地域の悲願でもある紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南の未事業化区間の早期事業化などに取り組みます。

交通需要への対応と交通渋滞の解消および、災害時の緊急輸送や代替ルートの確保に向け、新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス等の整備促進を図ります。また、北勢バイパスの未事業化区間の早期事業化などに取り組みます。

2 課題・問題点

- (1) 集積する産業や魅力ある観光など、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、交通渋滞の解消に向けた幹線道路網の整備が必要です。
- (2) 大規模地震や集中豪雨等による孤立を防ぐとともに、東日本大震災を受け、ひとたび災害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興の基盤となる幹線道路の整備を重点的に進めることができます。

3 対応方針

- (1) 産業・観光などの広域的な交流や、効率的な物流による県内外との連携を深めるため、幹線道路網の整備を促進していきます。
- (2) 緊急時の救助・救援、災害時の復旧・復興を担う幹線道路ネットワークの形成を推進していきます。
- (3) 整備の考え方

① 平成25年度まで

式年遷宮を契機とした交流・連携を広げ、地域を結ぶ道づくりに向けた幹線道路整備を重点的に進めてきており、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、紀宝バイパスは25年度中の供用開始をめざしています。

② 平成27年度まで（みえ県民力ビジョン・行動計画の目標期間）

伊勢湾岸自動車道へ接続する新名神高速道路の四日市JCTから四日市北JCT間、東海環状自動車道の東員ICから四日市北JCT間、錦崎の全線、北勢バイパスの四日市市内的一部分及び中勢バイパスの津・松阪市内的一部分の供用開始をめざします。

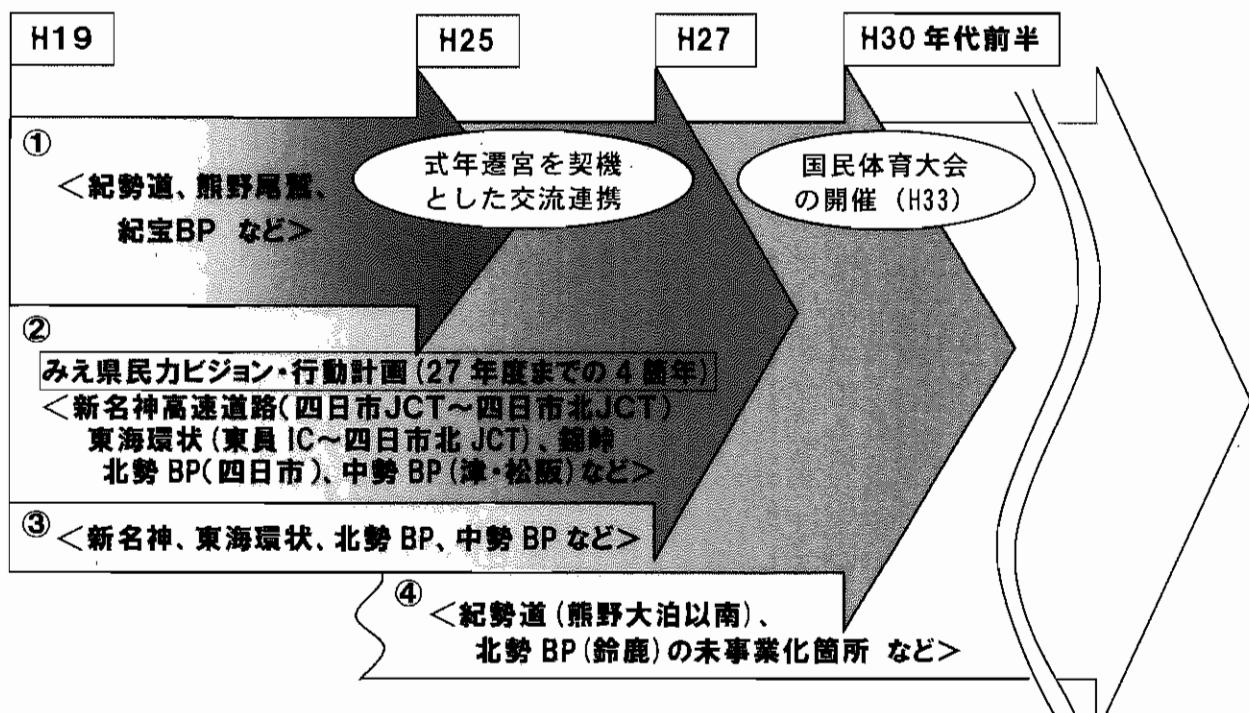
③ 平成28年度以降

第76回国民体育大会（平成33年）等が開催される予定であり、新名神高速道路の県内区間全線（平成30年度供用開始予定）と東海環状自動車道の西回り区間（平成32年度供用開始予定）の供用開始について、一日でも早く実現できるように国などに働きかけ整備促進を図っていきます。

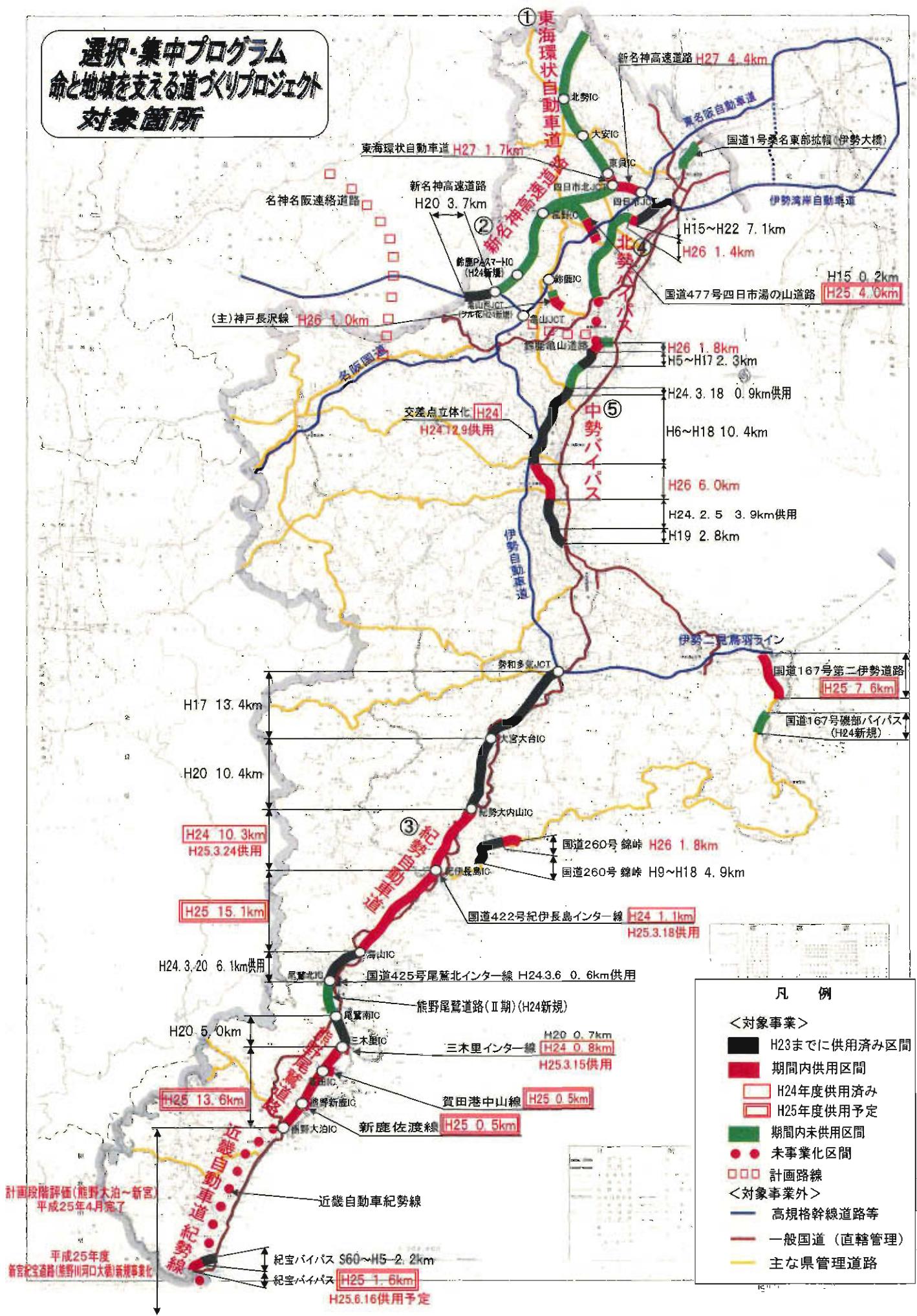
さらに、北勢バイパス及び中勢バイパスの現在の事業化区間が、30年代前半までに全線で暫定供用できるよう、整備促進を図っていきます。

④ 紀伊半島のミッシングリンクとなっている熊野大泊以南や北勢バイパスの鈴鹿市市街地周辺（国道1号～中勢バイパス）などの未事業化区間の早期事業化、供用開始をめざします。

《整備の考え方》



**選択・集中プログラム
命と地域を支える道づくりプロジェクト
対象箇所**



①東海環状自動車道（東員町長深地内）



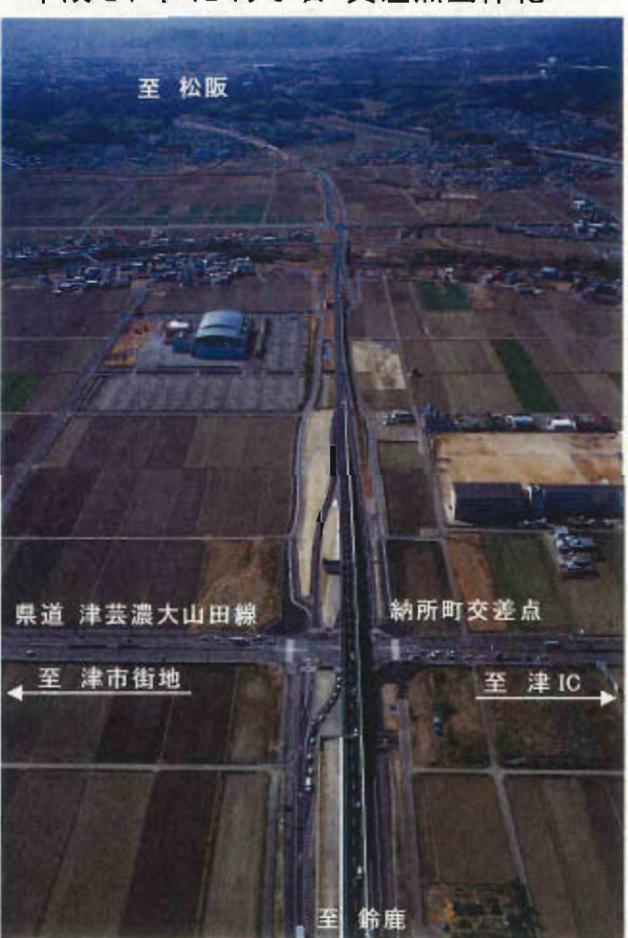
④北勢バイパス（四日市市大矢知町地内）



②新名神高速道路（四日市市小牧町地内）



⑤中勢バイパス（津市納所町地内）
平成24年12月9日 交差点立体化



③紀勢自動車道（紀北町内）

紀勢大内山 IC - 紀伊長島 IC

平成25年3月24日 10.3km 供用



県管理道路の整備

1 現 状

県管理道路の整備については、平成15年に策定・公表した「新道路整備戦略」に基づき、計画的に整備を推進してきました。

県管理の国道、県道の道路改良率は、平成24年4月現在、72.9%となっており、これは全国平均（81.4%）に比べ8.5%低く、全国順位も39位と下位となっています。

道路整備に対する県民の期待は依然として高く、県としても道路整備への幅広いニーズに応えるため、「新道路整備戦略」に代わり、今後の県管理道路の整備の方向性を示した「道路整備方針」を平成23年6月に策定・公表しました。

「道路整備方針」では、これまでの抜本的な改良に加え、部分的な改良などの柔軟な整備手法を取り入れています。

2 課題・問題点

- (1) 南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に対応するため、緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震対策を早期に整備する必要があります。
- (2) 安全・安心な生活を確保し、産業及び地域振興を推進するには、北勢・中勢地域の慢性的な交通渋滞や、南部地域の集中豪雨等による度重なる通行止めを解消することが必要であり、幹線道路網の整備が喫緊の課題となっています。
そのため、高速道路などの高規格幹線道路と一体となって機能するアクセス道路の整備、地域の生活等を支える道路の整備を推進することにより、県内の道路ネットワークを構築していく必要があります。
- (3) 昨今の厳しい財政状況のなか、限られた予算を有効に活用するため、地域の実情に即し、早期に事業効果が発現できる対策を推進する必要があります。

3 対応方針

- (1) 産業、観光などの広域的な交流や効率的な物流による県内外との連携強化を支援するための高規格幹線道路（新名神高速道路、熊野尾鷲道路、東海環状自動車道等）、直轄国道（北勢バイパス、中勢バイパス等）、県管理道路が一体となった道路ネットワークの構築や、大規模災害の発生時に円滑な救助・救援活動、緊急物資の交通（輸送）手段や生活復興の基盤となる緊急輸送道路の整備（橋梁耐震対策も含む）に対応するため、必要な予算の確保に努めながら、重点的かつ効率的な整備を推進していきます。
- (2) 道路計画の見直しなど、コスト縮減を図るとともに、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法（車が擦れ違うための待避所設置等）を取り入れた整備に取り組んでいきます。

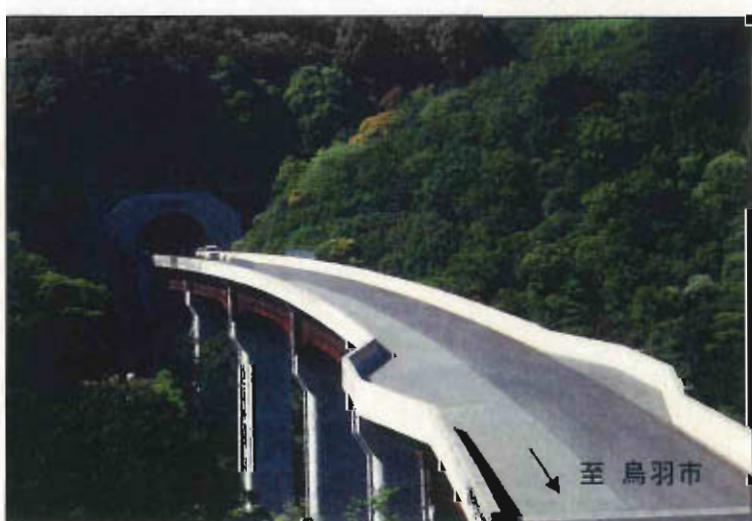
国道 477 号四日市湯の山道路
〔仮称〕吉沢インター（菰野町吉沢地内）



県道四日市鈴鹿線 鈴鹿橋〔平成 25 年 2 月 28 日供用〕
(鈴鹿市一ノ宮町地内)



国道 167 号第二伊勢道路（鳥羽市河内町地内）



道路の維持管理

1 現 状

県民の安全・安心を確保するため、公共土木施設の適正な維持管理や交通安全対策は非常に重要です。

公共土木施設については、毎年新たに整備される施設に加え、昭和30年代から40年代の高度経済成長期に建設された橋梁等の施設が今後一斉に更新・修繕の時期を迎えます。平成24年12月には中央自動車道の笹子トンネル天井板落下事故が発生するなど、近年老朽化した道路施設の損傷による事故が増加しており、これまで以上に適切な維持管理が求められています。

また、他県では通学中の児童等に自動車が突入するなど重大な交通事故が相次いで発生しており、本県でも通学中の児童の安全確保が喫緊の課題となっています。

2 課題・問題点

道路施設の損傷による事故を未然に防止するために、施設の現状を的確に把握するとともに、将来の補修量を予測した計画的な事業の執行に努め、いっそう効果的、効率的な維持管理を進める必要があります。さらに、通学中の児童の安全確保を図るために、緊急合同点検結果をうけた要対策箇所の対策を進める必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティアや、地域の自治会等に除草業務を委託する事業を推進することも重要です。

3 対応方針

公共土木施設維持管理費の予算確保に努めています。今後も厳しい状況ではあります、ソフト対策も含め、きめ細かな管理・修繕を実施していきます。

(1) 道路施設の維持管理

- ①道路舗装については、適切に維持管理するため、平成24年度に「三重県道路舗装維持管理基本計画」を策定し、この計画に基づき将来の舗装補修費用を予測した計画的な予算の確保および効率的な舗装修繕を実施していきます。
- ②橋梁修繕については、平成18年度から継続している橋梁点検に加え、平成22年度に橋長15m以上、平成23年度に橋長15m未満の橋梁を対象とした「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、この計画に基づき予防的な修繕等を実施し、維持管理コストの最小化と施設の長寿命化を図っていきます。
- ③老朽化した道路施設については、適切に維持管理するとともに、道路利用者の安全・安心を確保するため、トンネル等の詳細な点検を進め、その結果をふまえた対策を進めていきます。
- ④交通安全対策については、緊急合同点検結果をふまえ、防護柵やラバーポール等の簡易対策を地域との協議のうえ実施し、通学中の児童等の安全確保を図っていきます。

(2) 住民参加型の維持管理（道路管理課、流域管理課、都市政策課共管）

本県では、「住民参加型の維持管理」を推進しており、ボランティア活動の拡大

及び道路、河川、公園等の愛護意識の高揚を図るため、地域住民の方々により構成された団体に、活動するうえで必要な物品等を提供しているところです。また、草刈については、自治会等と委託契約を結び、活動の支援も実施しています。

さらに、平成22年度からは支援対象範囲を拡大するとともに、美化ボランティアにおける助成物品を増やすなど、制度の充実も図っています。

これらの支援を継続した結果、平成24年度の参加団体数は897団体となっています。

今後も、住民参加型の維持管理を推進していきます。

河川・砂防の整備

1 現 状

本県には、一級河川7水系363河川、二級河川74水系193河川があります。このうち、国が一級河川7水系37河川、延長250.7kmを管理し、県は一級・二級あわせて81水系548河川、延長2,337.4kmを管理しています。

県管理の河川では、時間雨量60ミリメートルの雨による洪水を安全に流下させることを最小限の目標として整備を進めており、平成24年度末の県管理河川における整備済延長の割合は39.0%となっています。

また、土石流危険渓流が5,648箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が10,473箇所、地すべり危険箇所が87箇所の合計16,208箇所の土砂災害危険箇所があります。これらのうち、既に保全した人家戸数の割合は、平成24年度末で25.9%となっています。

次に、県土整備部が管理するダムには、君ヶ野ダム（津市）、宮川ダム（大台町）、滝川ダム（伊賀市）があり、現在、鳥羽河内ダム（鳥羽市）が事業中です。

【参考】国が管理するダム： 蓮^{はす}ダム（松阪市）

独立行政法人水資源機構が管理するダム：

青蓮寺ダム（名張市）、比奈知ダム（名張市）

【事業中】川上ダム（伊賀市）

2 課題・問題点

- (1) 国が管理する河川は治水上極めて重要であり、直轄事業の計画的な事業推進が必要です。
- (2) 局地的な集中豪雨や台風の大型化に伴う豪雨が増加している一方で、河川整備率は未だ低いことから、洪水や高潮対策がますます重要になっています。
- (3) これまでの洪水・高潮対策に加え、地震・津波、堆積土砂、施設の老朽化などの新たな課題に対する取組が必要です。また、市町の防災計画の参考や住民の避難につながる情報提供が求められています。
- (4) 砂防事業は、従来からの土砂災害防止の取組に加え、土砂災害危険箇所内に立地する病院や老人福祉施設などの災害時要援護者関連施設を保全する取組や、大規模地震時に土砂災害から避難地や避難路を保全する取組が求められています。
- (5) 水資源機構が事業中の川上ダム、県が事業中の鳥羽河内ダムについては、国が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」から平成22年9月に示された「新たな基準」に基づく検証対象とされているため、それぞれの事業主体において早期にダム検証を行う必要があります。

(6) 東日本大震災の教訓や、南海トラフ巨大地震への対応が求められている中、施設によるハード対策には限界があることから、人的被害の軽減に向けた避難体制の整備支援等、ソフト対策を推進する必要があります。

3 対応方針

(1) 直轄事業については、引き続き事業費が確実に確保されるよう、国や関係機関に働きかけていきます。

(2) 洪水や高潮対策として県が実施する河川事業のうち、補助事業として鉄道橋・道路橋緊急対策事業（三瀧川・四日市市）などを19河川で実施します。

(3) 津波や施設の老朽化への対応として、津波浸水予測区域内の河川堤防における損傷箇所183箇所について、平成29年度までの5ヵ年を目標に補強対策を進めます。平成25年度は、20箇所の対策を進めることとしています。

また、避難判断水位の設定や浸水想定区域図の作成を引き続き進めます。

(4) 災害時要援護者関連施設対策事業や、津波浸水予測区域内の土砂災害危険箇所において、避難地や避難路を保全する急傾斜施設等緊急地震・津波対策事業を実施するとともに、通常の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進に努めます。

(5) 川上ダムについては、関係機関（国、水資源機構、京都府、大阪府、奈良県、伊賀市）と協議や調整を重ね、その必要性や有効性、負担の妥当性を認めて推進してきた事業であることから、国等に対し、ダム検証を速やかに実施し、早期完成に努めるよう働きかけていきます。

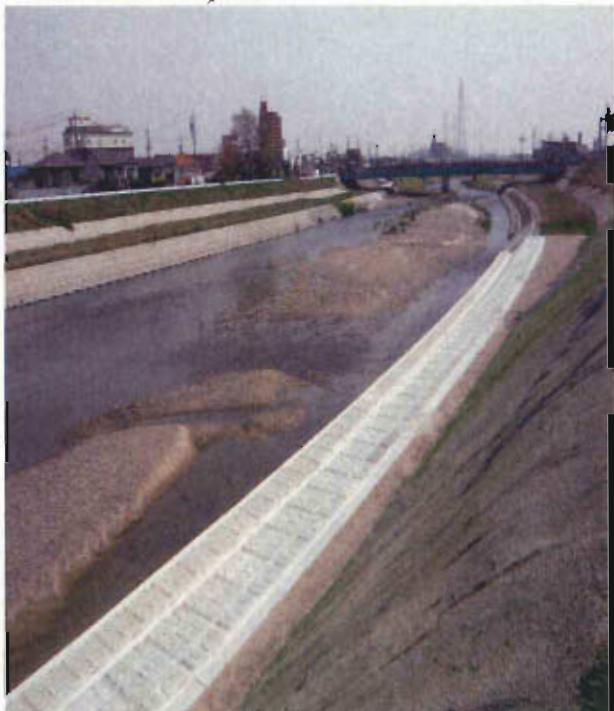
鳥羽河内ダムについては、国土交通大臣からの要請に応じたダム検証を早期に完了し、事業推進に努めてまいります。

(6) 津波から住民が迅速かつ安全に避難できるよう、堤防の管理用階段等の整備や水門の遠隔操作化に取り組むとともに、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域等の指定を推進する等のソフト対策を推進します。

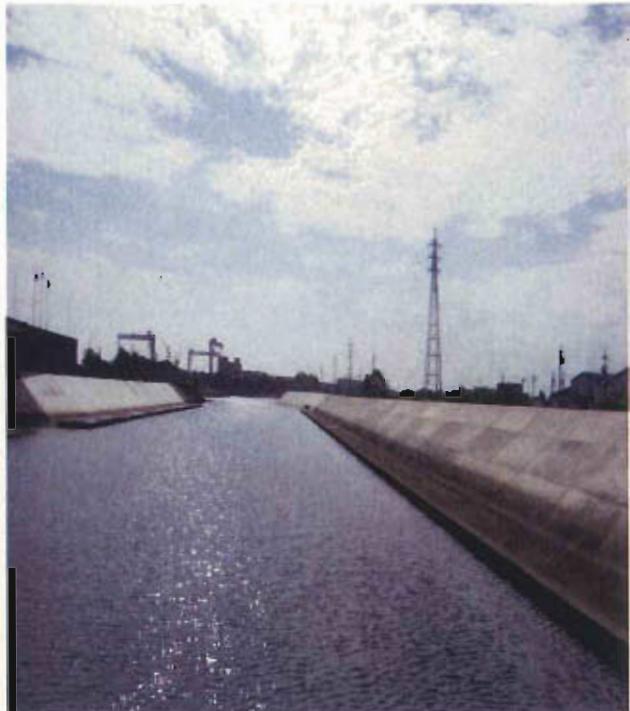
本年度の県内の主な治水対策



三滝川広域河川改修事業
(四日市市西町)



相川広域河川改修事業
(津市高茶屋小森上野町)



小滝川砂防事業 (いなべ市藤原町)
【砂防施設の整備効果】

(土石流発生前)



(土石流発生後)



港湾・海岸の整備

1 現 状

港湾は、地域の人流・物流ネットワークの拠点として、県民生活と産業活動を支える重要な役割を果たしています。また、大規模地震時には、緊急物資等の輸送において海上輸送が重要な役割を担います。

県内には、四日市港管理組合が管理する国際拠点港湾である四日市港、県が管理する重要港湾である津松阪港、尾鷲港の2港、地方港湾17港、あわせて20港湾があります。

一方、本県における海岸線の延長は約1,088km（全国で8番目の長さ）で、その72%にあたる約783kmが、県土整備部の所管する海岸線となっています。さらに、そのうちの39%にあたる約307kmが、海岸保全区域として指定されています。

海岸保全施設は、高潮・高波等の海岸災害から背後の人命や財産を守る役割を担っており、長島地区海岸などで整備を進めています。

2 課題・問題点

(1) 港湾施設は、計画上の耐用年数を迎える施設が急増することから、適切な更新が必要となります。また、耐震基準を満たしていない臨港道路の橋梁について対応が必要です。

(2) 海岸においては、現在の海岸保全施設は、昭和28年の13号台風または昭和34年の伊勢湾台風後に築造されたものが大部分で、築後約50年が経過し、老朽化や海岸侵食等で海岸保全施設の機能低下が見られることから、高潮対策、侵食対策、老朽化対策等が必要となっています。

また、地震による液状化の発生や津波による被害を軽減するための対策が求められています。

3 対応方針

(1) 施設の更新に当たっては、利用状況等を勘案し優先順位をつける等、効率的、効果的な実施に努めます。

現在、津松阪港において、老朽化した大口岸壁桟橋上部の更新工事を引き続き行っているところです。

また、橋梁の耐震点検を進め、整備計画を策定し、これに基づき耐震対策を実施していきます。

長島港（江の浦大橋）平成 25 年度耐震対策着手予定箇所



(2) 高潮・高波に対する海岸保全施設の機能低下、海岸侵食の進行、地震による液状化等により、災害の発生のおそれがある長島地区海岸、磯津地区海岸、宇治山田港海岸、井田地区海岸（七里御浜海岸）等において整備を行います。

また、平成 23 年度までに実施した老朽化調査の結果に基づき、緊急に補強対策が必要とした 200 箇所について、平成 24 年度に 55 箇所の対策が完了しました。平成 25 年度は、56 箇所の対策に着手し、平成 27 年度までに集中的に補強対策を進めています。

さらに、迅速な避難行動が取れるよう、防潮扉の動力化を実施し津波被害の軽減を図ります。

磯津地区海岸（四日市市磯津町）

平成 25 年度高潮対策着手箇所

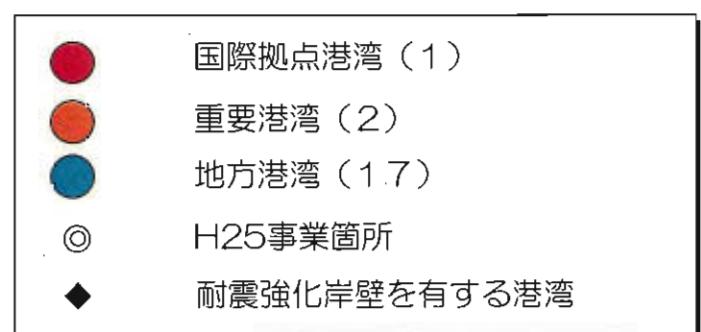


南若松地区海岸（鈴鹿市南若松町）

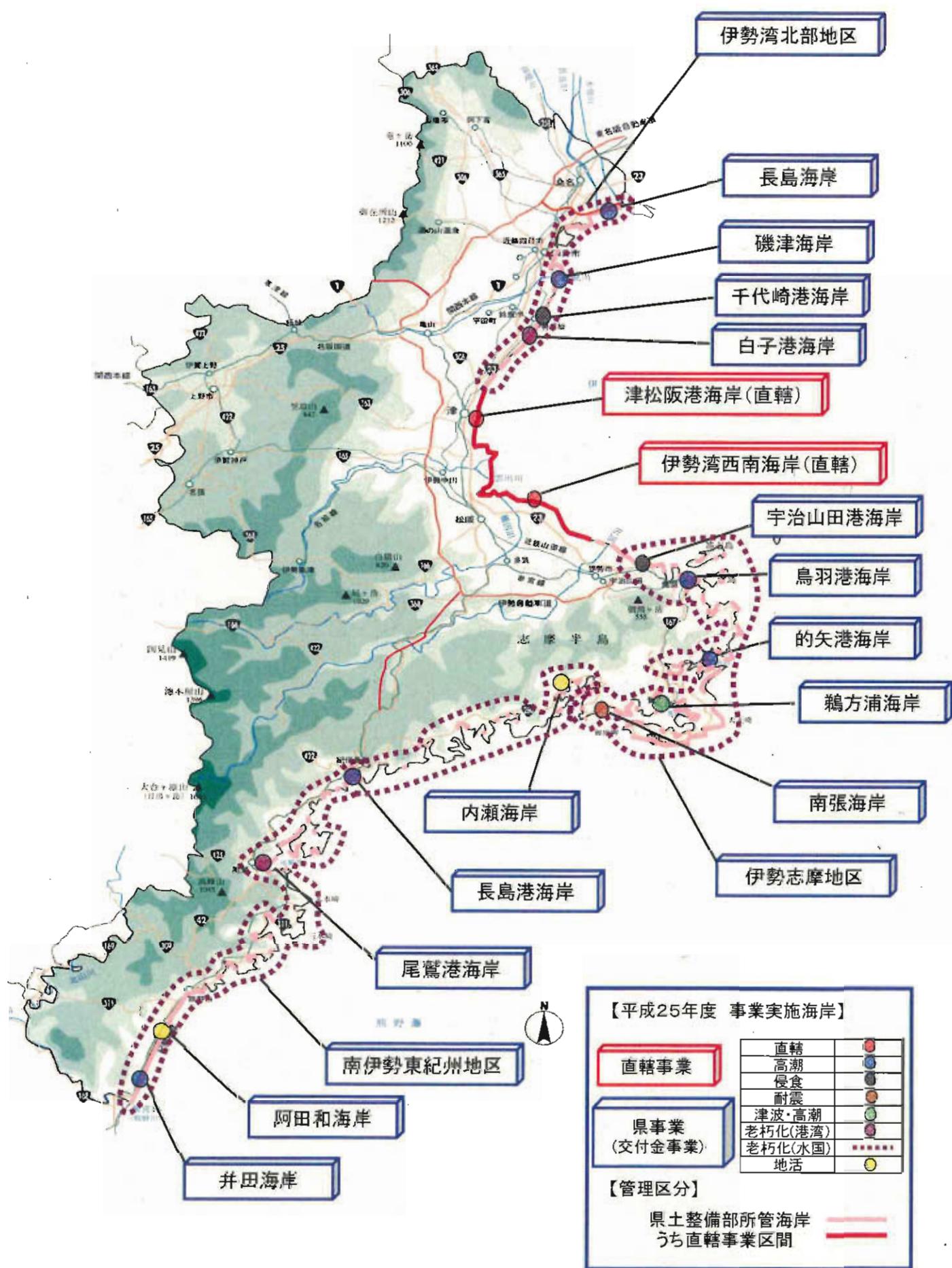
平成 24 年度老朽化対策完了箇所



【三重県の港湾】



【三重県の海岸】



河川・砂防・港湾・海岸の維持管理

1 現 状

河川・砂防・港湾・海岸施設は、自然災害等から人命や財産を守るために災害防止や、施設の適正な利用、周辺環境の保全などを図っていくために、本来の機能が常に発揮されるよう、適切な維持管理が必要です。

河川・砂防・港湾・海岸施設が損傷や老朽化に伴う機能低下（亀裂の発生、空洞化、操作不能など）などにより、県民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないよう、定期的なパトロールや点検を実施し、適切な維持管理に取り組んでいます。

また、正常な機能の維持や施設の適正な利用を確保するため、公正・公平な許認可事務を行っています。

さらに、公共施設は地域の財産であるとして、愛護の気持ちの高まりからの地域住民の清掃・美化活動などを支援する取組を行っています。

2 課題・問題点

県が管理する河川・海岸施設は、伊勢湾台風後に建設され、老朽化に伴う機能低下などにより、修繕を必要とする箇所が多くあります。

河川堆積土砂撤去については、治水安全上の優先度や地元要望を踏まえ、対象箇所の情報を市町と共有し、箇所毎の優先度を市町に分かりやすく示す方法の検討を進め、優先度の高い箇所から計画的に取り組む必要があります。

また、住民参加型の維持管理である各種美化ボランティア制度や、地域の自治会等に除草業務を委託する事業など県民との協働事業を推進することも重要です。

3 対応方針

施設本来の機能が常に発揮されるよう、定期的なパトロールや点検を実施し、現状把握に努め、発見された損傷や危険箇所については、必要な応急措置等を行います。また、計画的な施設修繕や更新を行い、効果的、効率的な維持管理に取り組みます。

河川堆積土砂撤去については、優先度や実施方法の考え方を基に選定した今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を市町と共有する仕組みを構築し、3建設事務所で試行します。

また、河川・海岸等の公共施設や空間の利用等に関する許認可について周知を図り、関係法令を遵守した許認可事務に取り組みます。

継続的かつ活発な地域住民による維持管理を進めるため、市町や関係機関などと連携し、必要な情報提供、広報などに取り組みます。

河床掘削の事例 2級河川冷川（いなべ市藤原町山口地内）



立木伐採の事例 2級河川員弁川（川越町当新田地内）



「平成25年度当初予算のポイント」から抜粋

(1) 自然災害から命を守るための緊急基盤整備

①激化する異常気象に対応する基盤施設等の緊急整備

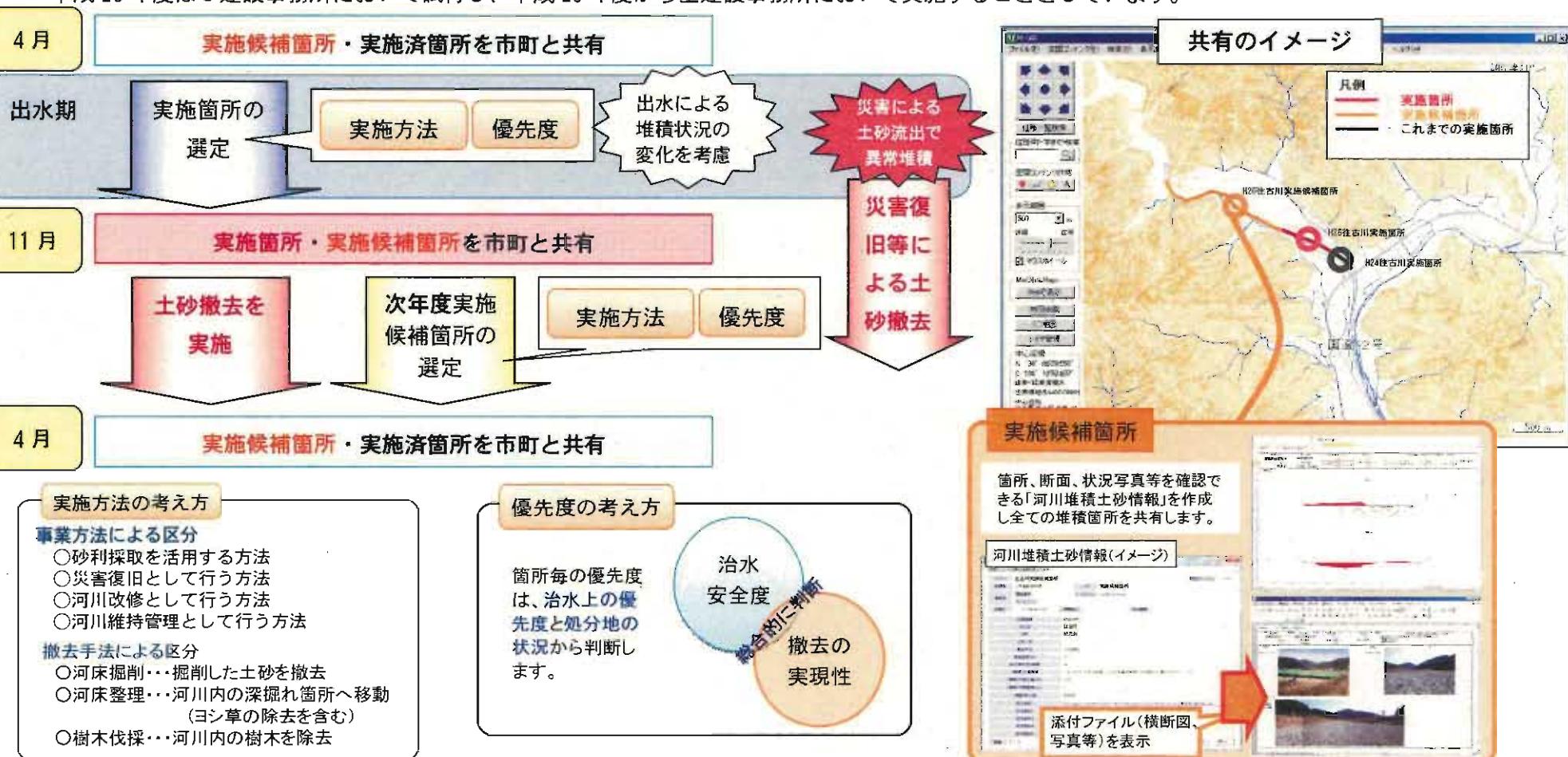
【緊急課題解決1】

【参考】河川堆積土砂撤去の箇所選定の仕組み

河川堆積土砂撤去については、箇所選定期段階での地元市町との情報共有や計画的な土砂撤去に取り組みます。

撤去箇所の優先度や実施方法の考え方を基に選定した今後数年間の実施候補箇所や当該年度の実施箇所等を、市町と共有する仕組みを作ります。

平成25年度は3建設事務所において試行し、平成26年度から全建設事務所において実施することとしています。



下水道の整備

1 現 状

快適な生活環境づくりや健全な水環境づくりの実現に向け、汚水処理施設の未普及地域の解消が急務となっています。このため、県内の生活排水の適正な処理の早期実現をめざして策定された「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」（環境生活部所管）に基づき、下水道事業、農業集落排水事業などにより、計画的かつ効率的な汚水処理施設の整備に市町とともに取り組んでいます。

しかし、本県の下水道普及率は、全国的には未だ低位にあることから、今後も引き続き、下水道整備を積極的に進めていく必要があります。

下水道普及率：平成6年度末 10.7% 全国45位

平成23年度末 47.4% 全国38位

なお、現在、流域下水道事業は、6つの処理区で事業を実施しており、このうち5つの処理区を供用しています。

2 課題・問題点

近年の人口減少や少子高齢化、国、県、市町の財政事情の悪化は、下水道の整備・管理に対して、深刻な影響を与えると考えられます。

また、これまでに整備した下水道施設の老朽化に対して、計画的な改築・更新を実施していくことが重要となっています。

さらに、東日本大震災の教訓を踏まえて、下水道施設に対する地震・津波対策を一層進めていく必要があります。

また、流域下水道施設の管理運営については、今年度で現在の指定管理期間が終了することから、次期（平成26年度～30年度）の指定管理者を選定する必要があります。

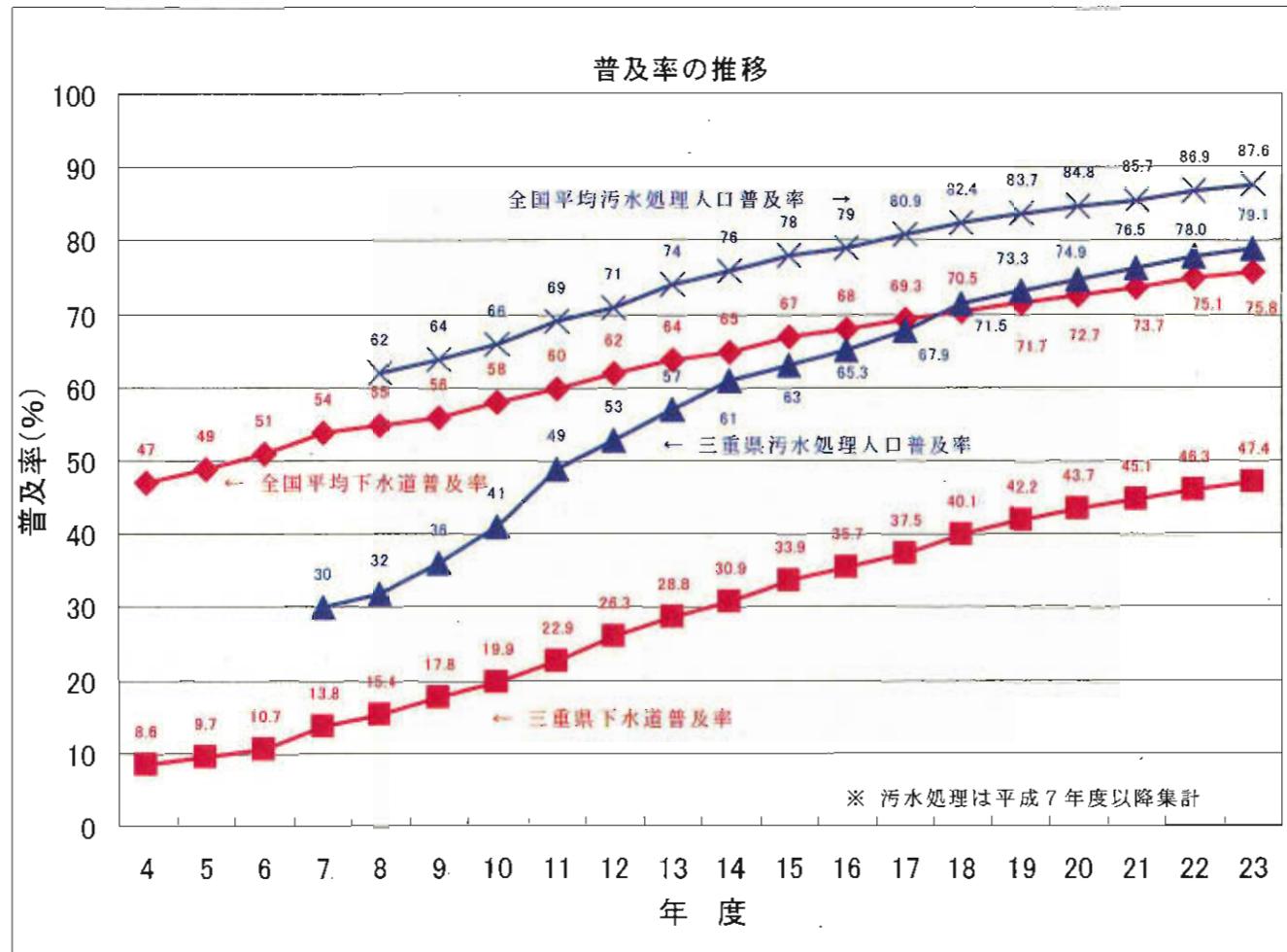
3 対応方針

地域の実情に応じた最適な整備手法の選定による効率的・効果的な施設整備を推進するため、生活排水処理アクションプログラムに基づき、適切に下水道の整備を実施していきます。

また、施設整備においては、さらなるコスト縮減に努めるとともに、施設の長寿命化計画に基づき適切な改築・更新を行っていきます。さらに、これまでの下水道施設の地震対策に加えて津波対策を進めます。

また、次期（平成26年度～30年度）の指定管理者を今年度中に選定します。

【参考】



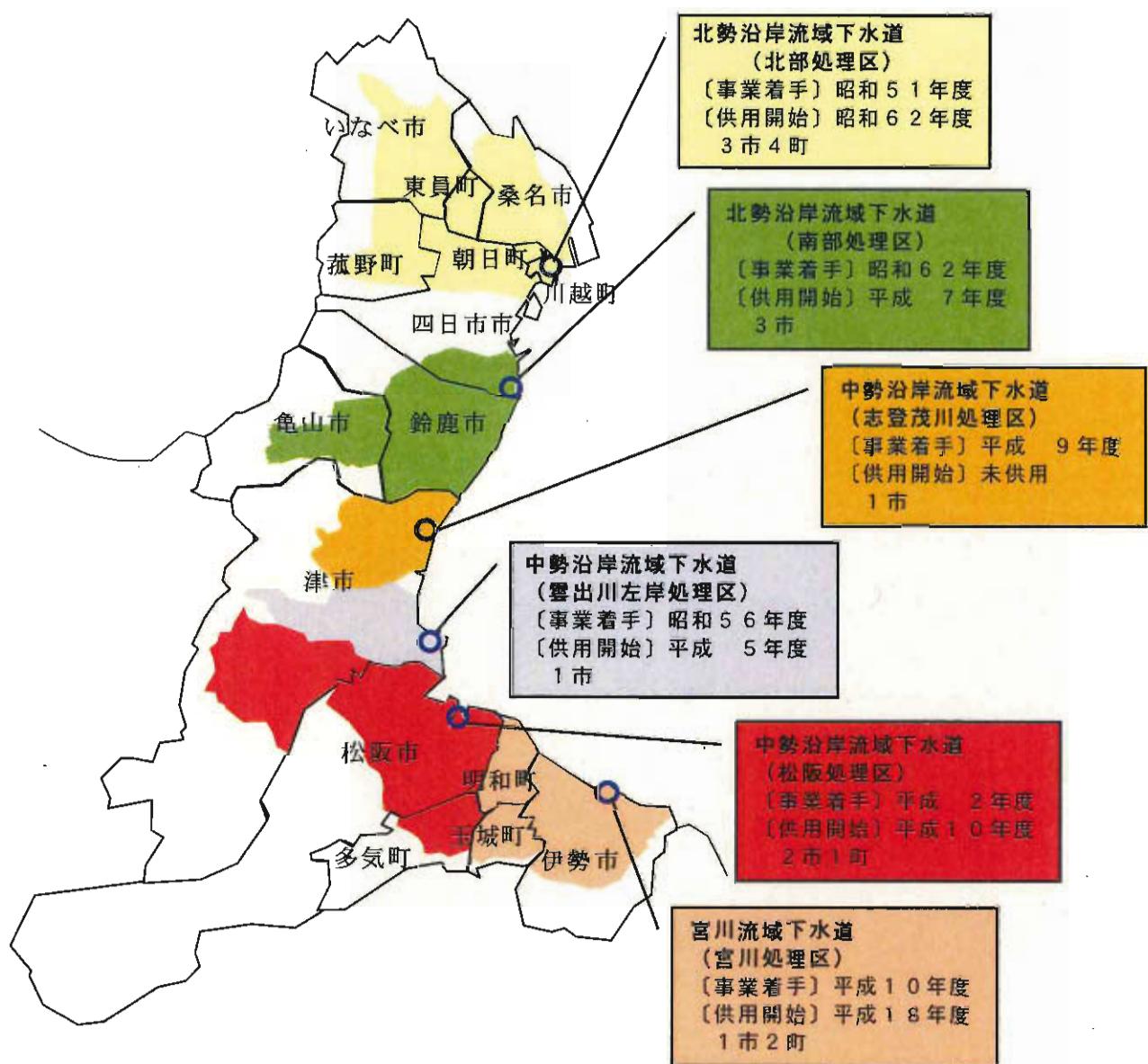
※ 汚水処理人口普及率 ×全国平均87.6% ▲三重県79.1%（平成23年度末）…第29位
(下水道・農業集落排水施設等・合併処理浄化槽等処理区域内人口÷住民基本台帳人口)

※ 下水道普及率 ◆全国平均75.8% ■三重県47.4%（平成23年度末）…第38位
(下水道処理区域内人口÷住民基本台帳人口)

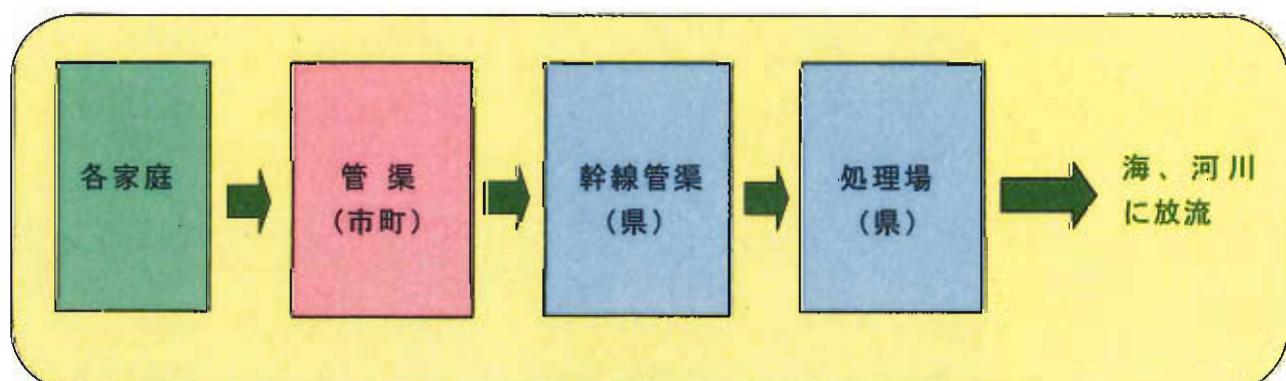
※ 平成22年度の「汚水処理人口普及率」「下水道普及率」については、岩手県、宮城県、福島県を除いている。

※ 平成23年度の「汚水処理人口普及率」「下水道普及率」については、岩手県、福島県を除いている。

流域下水道計画処理区域図



汚水の流れ



災害復旧

1 現状

(1) 災害復旧事業

地形、地質などの自然的条件から地震・台風・豪雨などによる災害が発生しやすい県土であるため、これらの自然災害により被害を受けた河川、道路、海岸、砂防施設、下水道等の公共土木施設について、被害原因の除去、再度災害防止の観点から単独災害復旧事業（原形復旧）、改良復旧事業を実施しています。通行止めや二次被害の恐れがあるなど早急な対応が必要な箇所について、応急復旧工事を行い被災地域の早期復興、民生安定を図っています。

平成23年災害は、台風12号、15号により紀伊半島を中心に甚大な被害が発生し、公共土木施設災害は、県工事で691件（査定時件数）、約196億円の被害が発生し、このうち熊野地域については、268件、約100億円の被害となりました。

①単独災害復旧事業（原形復旧）

平成25年3月末の時点では、県工事666件（実施時件数）のうち、657件（99%）、154億円（98%）の発注状況となっており、約89%完成しています。

このうち熊野地域については、約75%完成しています。

②改良復旧事業

再度災害を防止するため、未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて河川断面の拡幅や道路拡幅等を行う改良復旧事業を、県工事で12件、約66億円（うち災害費約39億円）の事業採択を受けました。

このうち熊野地域については、8件、約52億円（うち災害費約28億円）の事業採択を受けました。

(2) 道路啓開対策

大規模地震・津波が発生した際に孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備に向けて、津波被害により孤立が想定される地区への支援ルート（ネットワーク）を構築し、地元建設企業の作業範囲をあらかじめ設定した道路啓開マップを、国と連携して作成しました。

また、これを補完するために、通信手段の確保（国、県、市町、建設企業との連絡手段として衛星携帯電話を23機配備）を行いました。

※道路啓開：瓦礫など障害物の除去や段差修正を行い、救援ルートを最優先に確保すること

2 課題・問題点

県民の皆さん的安全・安心の回復のためにも早期復旧に努め、鋭意発注を行ってきましたが、熊野地域の被災は甚大であるうえに、改良復旧事業については、地元調整、用地買収等が必要となります。

道路啓開については、国、県、市町、建設企業等で連携した迅速な対応が必要となります。

3 対応方針

平成23年災害の一日も早い復旧に取り組みます。単独災害復旧事業については、平成25年度末に100%完成する予定です。改良復旧事業については、市町との連携を図り改良計画、用地買収の地元理解を得ることに努め、平成26年度末に100%完成する予定です。今後も、一日も早い復旧に向け計画的な工事発注を行います。

道路啓開については、道路啓開を迅速に展開できる態勢整備として、引き続き、啓開作業に必要となる資機材の備蓄をするための道路啓開基地整備、津波に対して粘り強い道路構造とするための道路構造強化を行います。

《災害復旧事業の状況》

【大和田川（紀宝町浅里）】



【被災時】

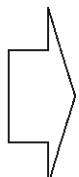


【復旧後】

【七色峡線（熊野市井戸町）】



【被災時】

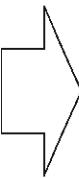


【復旧後】

【小船紀宝線（紀宝町瀬原）】



【被災時】



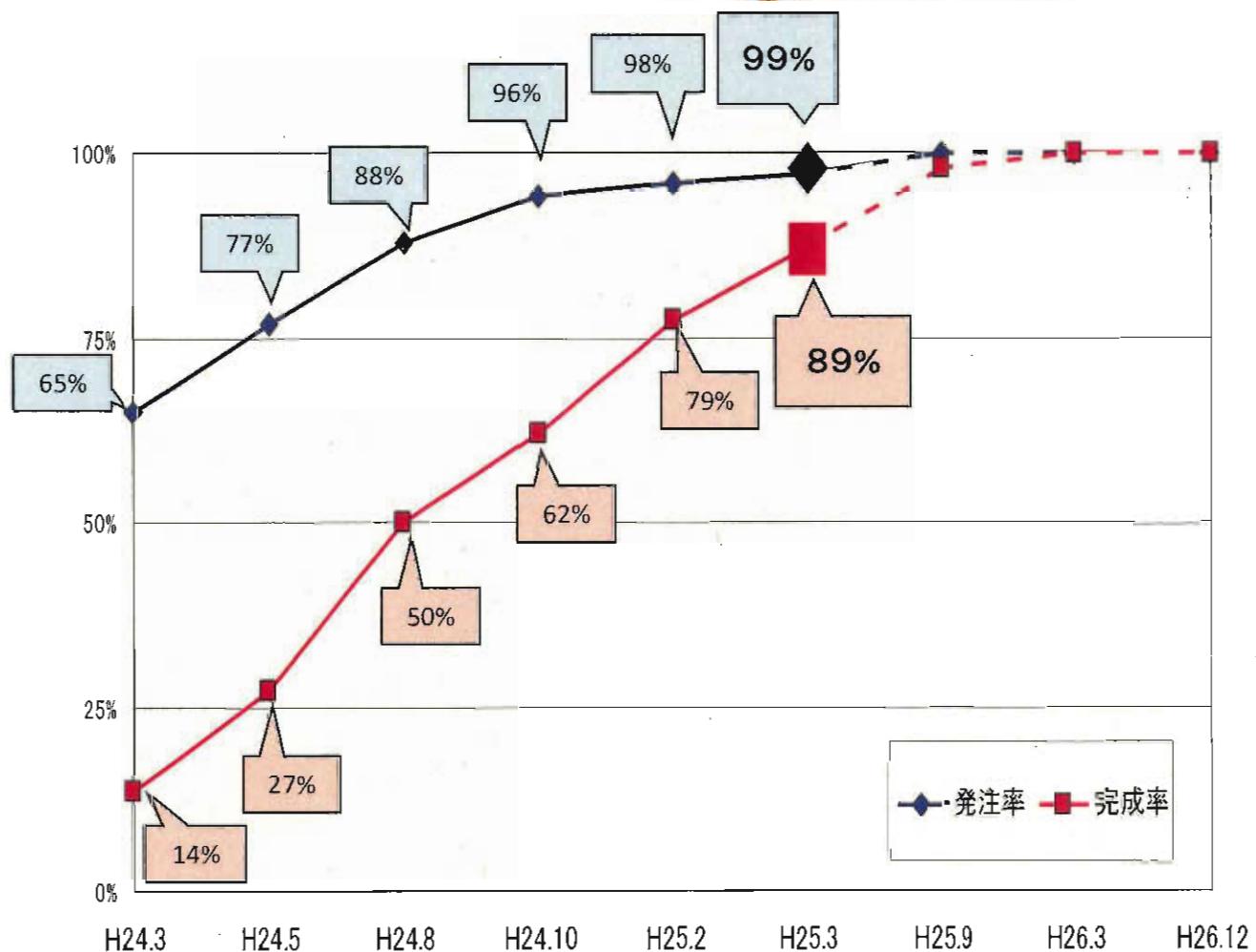
【復旧後】

原形復旧のみ

紀伊半島大水害 三重県における災害復旧事業の進捗状況

県土整備部全体

H25.3末の状況



		H23災全体	H24.3	H24.5	H24.8	H24.10	H25.2	H25.3
発注	件数	666	434	512	586	637	654	657
	発注率(件数)	—	65%	77%	88%	96%	98%	99%
	事業費(百万円)	15,685	9,525	11,706	13,816	14,714	15,494	15,360
完成	件数	666	91	181	333	414	525	592
	完成率(件数)	—	14%	27%	50%	62%	79%	89%
	事業費(百万円)	15,685	595	1,578	4,361	6,955	9,014	11,831

※件数は台風12号を含む平成23年発生災害の全ての件数です。関連親災は除きます。

